

総行市第 28 号
令和 5 年 3 月 10 日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

】 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について (通知)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和 4 年法律第 44 号。以下「第 12 次分権一括法」という。) により、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) の一部が改正され、認可地縁団体同士の合併に関する規定が新設されます (令和 5 年 4 月 1 日施行)。

また、土地改良法の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 9 号。以下「土地改良法一部改正法」という。) による土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) の改正により、土地改良区から認可地縁団体への組織変更に関する規定が新設されます (土地改良法一部改正法の公布の日 (令和 4 年 3 月 31 日) から 1 年 6 月を超えない範囲内で政令で定める日から施行)。

これらの法改正に伴い、地方自治法施行規則 (昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「規則」という。) の一部を改正し、本日、標記省令 (令和 5 年総務省令第 12 号) が公布され、下記第 2 のとおり施行されます。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

本通知は法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正事項

1 認可地縁団体同士の合併に関する手続

- (1) 第 12 次分権一括法による改正後の地方自治法 (以下「新法」という。) 第 260 の 39 第 4 項において準用する同法第 260 条の 2 第 2 項に規定する申請は、

合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとされたこと。また、当該申請書の様式を定めるものとされたこと。（改正後の規則第18条の2関係）

- ① 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
 - ② 新法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
 - ③ 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
 - ④ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
 - ⑤ 合併しようとする各認可地縁団体の規約
 - ⑥ 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- (2) 市町村長は、改正後の規則第22条の2の4に掲げる事項を記載した台帳を作成し、新法第260条の2第12項に規定する請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならないものとされたこと。（改正後の規則第21条関係）
- (3) 新法第260条の41第3項の規定による届出は、届出書に同法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとされたこと。また、当該届出書の様式を定めるものとされたこと。（改正後の規則第22条の2の3関係）
- (4) 新法第260条の44第1項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とするものとされたこと。（改正後の規則第22条の2の4関係）
- ① 合併後の認可地縁団体の名称
 - ② 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
 - ③ 合併後の認可地縁団体の区域
 - ④ 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
 - ⑤ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
 - ⑥ 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ⑦ 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

- ⑧ 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - ⑨ 新法第 260 条の 39 第 3 項の認可の年月日
 - ⑩ 合併前の各認可地縁団体の名称
 - ⑪ 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- (5) その他所要の規定を整備するものとされたこと。

2 土地改良区から認可地縁団体への組織変更に関する手続

土地改良法一部改正法による改正後の土地改良法第 76 条の 13 第 1 項の規定により土地改良区が認可地縁団体に組織変更をすることについて認可をした都道府県知事から同条第 3 項に規定する通知を受けた市町村長が、同条第 4 項の規定により読み替えて適用される地方自治法第 260 条の 2 第 10 項に規定する告示を行うに当たっての当該告示に定める事項を次に掲げる事項とするものとされたこと。（改正後の規則第 19 条関係）

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 土地改良法一部改正法による改正後の土地改良法第 76 条の 12 第 2 項第 5 号の日又は同法第 76 条の 13 第 1 項の認可を受けた日のいずれか遅い日

第 2 施行期日

標記省令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものとされたこと。ただし、土地改良法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する改正規定は、土地改良法一部改正法附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行するものとされたこと。

第 3 経過措置

- 1 標記省令の施行の際現にある同省令による改正前の様式（2 において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同省令による改正後の様式によるものとみなすものとされたこと。
- 2 標記省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとされたこと。